

# 十日町市小規模工事等受注希望者登録制度について

## 1. 小規模工事等受注希望者登録制度とは

この制度は、十日町市が発注する、市有施設の小規模な工事および修繕について、受注を希望する方を登録し、登録者の中から業者さんを選定する制度です。

## 2. 小規模工事等とは

内容が軽易で履行の確保が容易と認められるもので、1件の契約金額が50万円以下の工事および修繕です。

## 3. 登録できる方

市内に本社または住所があり、「十日町市建設工事入札参加資格審査規定」に基づく入札参加資格者名簿に登録されていない法人または個人事業者の方です。(従業員数や建設業許可の有無は問いません。)

## 4. 登録の方法

「十日町市小規模工事等受注希望者登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、市税の納税証明書(滞納が無いことがわかるもの)を添付して提出してください。

なお、登録の際には希望する工種を指定して申請していただきますが、自ら施工ができない業種での申請はできませんのでご注意ください。

## 5. 登録の受付期間および有効期間

平成21年2月27日(金)までの受付分を第1次登録者名簿として作成します。(その後も随時受け付けますが、名簿の更新は定期的にしかな行ないませんのでできるだけこの期間に申請してください。)

また、一度登録した名簿の有効期間は、市から更新等のお知らせがあるまでは継続をします。

## 6. 登録すると…

十日町市小規模工事等契約希望者名簿に登録されます。市の各施設・出先機関において、担当職員が見積りをお願いする際には当該名簿から地理的に近い業者さんを選定します。(登録されても、工種や地理的要件、難易度などを勘案して選定しますので、指名や契約を約束するものではありません。)

見積り依頼に対して、都合で辞退されても登録は継続します。

## 7. 施工について

実際に工事等の担当職員から発注の依頼があった場合には、十日町市財務規則に基づいて業務を行なっていただきますので、担当職員と十分施工の打合せを行なって進めていただきます。

## 8. 登録受付・問合せ先

〒948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市財政課契約検査室

TEL 025-757-3114 FAX 025-752-4635